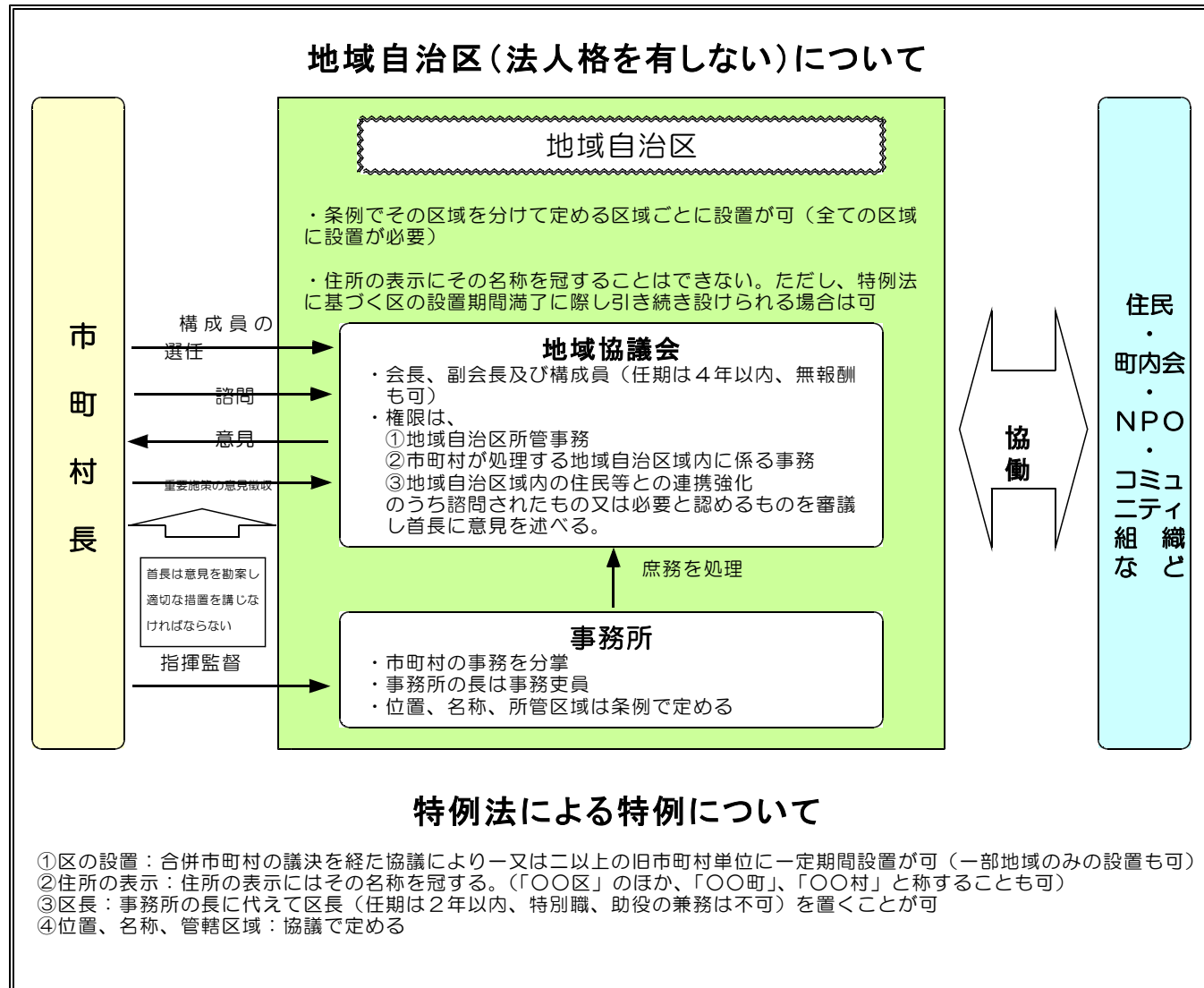
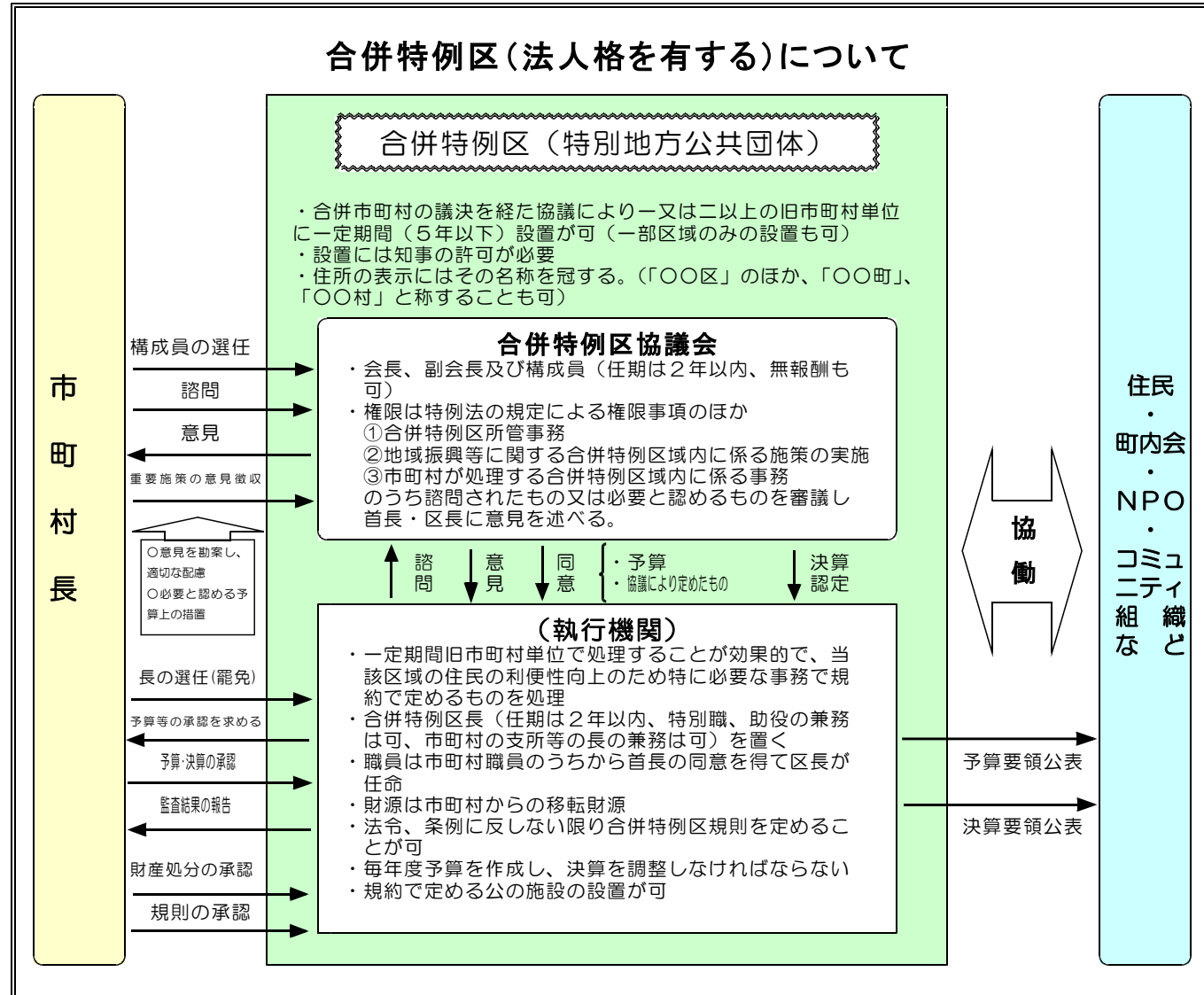


地域自治組織(地域自治区)のしくみ



地域自治組織(合併特例区)のしくみ



地域自治組織(地域自治区・合併特例区)の制度比較

方 式		地域自治区(1) (法人格なし)	地域自治区の特例(2) (法人格なし)	合併特例区(3) (法人格あり)	備 考
根 拠 法		改正地方自治法	改正合併特例法・合併新法		
自 治 区	設置時期	一般制度 (条例議決により設置)	合併時のみ (合併協議により設置)	合併時のみ (合併協議により申請)	・(2)(3)合併特例による 設置の場合、期間満 了後、(1)一般の地域 自治区の設置選択可
	設置区域	全域 (段階的設置は可)	全域又は一部地域の設置可 (旧市町村単位)		
	設置期間	定めなし	協議で定める期間	5年以内 (規約で定める期間)	
区 長	設 置	設置できない (事務所長:一般職)	設置できる (特別職)	設置できる (特別職)	・(2)地域自治区の特 例の場合、助役兼務 不可
	選 任		地域行政運営に関し、 優れた識見を有する 者のうちから市町村長 が選任	市町村長の被選挙権 を有する者のうちから 市町村長が選任	
	議会同意		議会の同意不要		
	任 期		2年以内 (協議で定める期間)	2年以内 (規約で定める期間)	
地 域 協 議 会	選 任	区域内に住所を有する者のうちから市町村長 が選任		区域内に住所を有し、 議員の被選挙権を有 する者のうちから規約 で定める方法で市町 村長が選任	・役割について「意見 を聴かなければならな い」
	任 期	4年以内 (条例で定める期間)		2年以内 (規約で定める期間)	
	定 数	定めなし			
	役 割	条例で定める当該区域に係る重要事項につ いての答申・意見具申		規約で定める当該区 域に係る重要事項に ついての答申・意見具 申・同意	
	報 酬	無給とすることができる (原則:無給)			
住 居 表 示	自治区名を表示できない	区域を冠する (期間満了後、(1)一般の地域 自治区設置の場合、継続使用)		「区」のほか「町」「村」 も可	

中核市制度の概要

1 中核市制度の趣旨

指定都市以外の都市で規模能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようにして、地域行政の充実に資するべく設けられたものです。

2 中核市の機能

中核市は、指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が都道府県の区域にわたり一体的に処理することが効率的な事務などを除いたものを処理することができます。

(福祉、衛生、まちづくり等の事務を処理)

中核市がその事務を処理するに当たって、都道府県知事の指示その他の命令を受けるものとされている事項の一部については、法令の規定を適用しません。

(福祉分野について監督の特例)

3 中核市の要件

中核市となるべき市が備えなければならない要件は、次のとおりです。

(1) 人口30万以上

(2) 人口が50万未満の場合にあっては、面積100平方キロメートル以上

4 中核市の数：37市(平成17年10月1日現在)

中核市が処理することとなる主な事務

1 民生行政に関する事務

身体障害者手帳の交付(身体障害者福祉法)

母子・寡婦福祉資金の貸付け(母子及び寡婦福祉法)

養護老人ホームの設置認可・監督(老人福祉法)

育成医療給付(児童福祉法)

2 保健衛生に関する事務

飲食店営業等の許可、食中毒患者等の報告(食品衛生法)

営業の許可、立入検査、営業停止命令(興行場法・旅館業法及び公衆浴場法)

定期外健康診断の実施、結核患者に対する施設への入所命令(結核予防法)

未熟児への訪問指導、養育医療の給付(母子保健法)

予防注射の実施、犬の抑留施設の設置(狂犬病予防法)

3 都市計画等に関する事務

市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可(都市計画法)

土地区画整理組合の設立の認可(土地区画整理法)

宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可(宅地造成等規制法)

屋外広告物の条例による設置制限(屋外広告物法)

4 環境保全行政に関する事務

ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設の設置の届出(大気汚染防止法)

騒音を規制する地域、規制基準の指定(悪臭防止法)

総務省ホームページもとに作成

特例市制度の概要

1 特例市制度の趣旨

地方分権推進のためには、できるだけ多くの権限を移譲することが望ましいが、市町村への権限移譲を推進する観点からは、行政二 - ズが集中し事務処理に必要とされる専門的知識・技術を備えた組織を整備することが可能と思われる市町村から、人口規模に応じてまとめて移譲することが必要であるとの考え方を踏まえ、一定の人口規模を有する市からの申出に基づき指定することにより、権限をまとめて移譲する法制上の措置を講じようとするものである。

2 特例市の概要

中核市に権限移譲されている事務のうち、特例市が処理するよりも都道府県が一体的に処理するほうがより効率的な事務を除き、特例市に対しても移譲しようとするものである。

3 特例市の要件

人口20万以上であること

4 特例市の数：39市（平成17年10月1日現在）

5 備考：特例市制度は平成12年4月1日から施行

特例市が処理することとなる主な事務

1 都市計画等に関する事務

都市計画の決定又は変更にあたっての土地の試掘等の許可等（都市計画法関係）
開発行為の許可等（都市計画法関係）
都市計画施設又は市街地開発事業の区域内における建築の許可（都市計画法関係）
都市計画事業の施行地区内における建築等の許可（都市計画法関係）
宅地造成工事規制区域の指定等、宅地造成工事許可等（宅地造成等規制法関係）
市街地再開発事業の施行地区内における建築等の許可等（都市再開発法関係）
土地区画整理事業の施行地区内の建築行為の許可等（土地区画整理法関係）
都市計画区域内における路外駐車場管理者からの届出等（駐車場法関係）

2 環境保全行政に関する事務

騒音を規制する地域の指定、規制基準の設定等（騒音規制法関係）
悪臭原因物の排出を規制する地域の指定、規制基準の設定等（悪臭防止法関係）
振動を規制する地域の指定、規制基準の設定等（振動規制法関係）
指定物質排出者に対する指導、助言及び勧告等（瀬戸内海環境保全特別措置法関係）
特定施設の設置の届出等の受理、計画変更命令等等（水質汚濁防止法関係）